



五條

www.city.gojo.lg.jp

2 NO.709
平成20年2月
FEBRUARY 2008

CONTENTS 2月号・目次

| | |
|------------------|----|
| 福祉と人権のまちづくりをめざして | |
| 五條市人権総合センター完成…… | 2 |
| 消防トピックス …………… | 4 |
| 国際交流 …………… | 5 |
| 五條ニュース …………… | 6 |
| くらしのメモ …………… | 8 |
| おしらせ …………… | 16 |



市の木
(くすのき)



市の花
(ききょう)



ゴーちゃん
(五條市シンボルキャラクター)



福祉と人権のまちづくりをめざして 五條市人権総合センター完成

優しさとぬくもりのあるまちづくりや、あらゆる差別のない人権文化のまちづくりを推進するための拠点施設として「五條市人権総合センター」が五條4丁目にこのほど完成しました。

この「五條市人権総合センター」は、前身の五條文化会館(隣保館)・五條東児童館・五條東老人憩の家の老朽化、バリアフリー・耐震化等への対応が必要となったことに加え、施設を一本化にすることで利便性や効率性が高く子どもから高齢者まで幅広い世代が集い交流できる施設が望まれたことから、これら3館を統合した複合施設として計画、建設されました。

当センターは、周辺地域を含めた五條市全体にわたり、福祉の向上や人権啓発を推進する住民交流、地域福祉・人権ネットワークの拠点となる。



子どもたちの遊戯室

エントランスロビーには、吉野川に若アユのすむ清らかな街、五條市のシンボルとして、この人権総合センターが今後市民にとつて、豊かな憩いの場となつてほしいそんな願いをこめて、アユの姿をモチーフとしたアートワーク「ひかりのはなびら」(細井篤氏作)を設置。



る開かれたコミュニティセンターとして、生活上の課題や人権課題等の解決のための各種事業、また児童の健全育成のための諸事業を実践推進し、住民自らが力を合わせ築いていく「福祉と人権のまちづくり」を推進・支援することを目的としています。

■センターの設備

センターには、これらの役割・目的を果たし実現していくための交流や学習、活動等の場として、講演会や催しなど多目的に利用できる100人収容の「大会議室」、調理実習等ができる「生活改善室」、各種相談のための「相談室」、高齢者等の学習・健康づくり・ふれあいの場となる「交流の間」、児童・生徒の学びの場である「学習室」「習字教室」「図書コーナー」、子どもたちが伸び伸びと遊びふれあう「遊戯室」、広い世代のための学習等の場である「パソコン教室」「教養室」などがあります。

■センター事業の概要

当センターは、旧3館の事業を継承しながら、より広い範囲の住民や児童を対象とした事業を総合的に進めていきます。主な事業は次のとおりです。

隣保館事業としては、生活・福祉の向上、自主・自立、人権の推進を柱に、各種相談や地域福祉・保健活動の実施、住民の交流と生涯学習の推進を図る文化祭や文化教室等の開催、啓発・広報活動や講演会等の実施、地域団体との連携によるボランティア

活動等を実施・支援します。老人憩の家としての事業は、高齢者の親ばく、生きがい対策、心身の健康増進を図るための教室等を開催・支援します。

児童館事業としては、遊びや教室、集団活動などを通じて児童の協調性や自立心、情操、集中力等を養うと共に創造力や感性をばくくみ、また児童や保護者の地域組織や学校との連携によって相互の理解やつながりを深め、児童の健全な育成を図ります。子ども人権学習を通じては、小・中学生の人権意識の向上を図ります。



大会議室



教養室



交流の間



学習室



パソコン教室



生活改善室

五條市人権総合センターの竣工にあたり



五條市長 吉野晴夫

ここに、五條市市制五〇周年の記念の年に五條市人権総合センターの竣工式を迎えることができましたことは、市民の皆様方と共に喜びにたえません。

当センターの旧施設であります五條文化会館につきましては、建築後38年、五條東児童館・東老人憩の家は、建築後28年と、それぞれ経過年数と共に老朽化が進み、大規模改修が必要となりました。そこで、分散していた3館を一つに統合した複合施設にすることにより、利便性や効率性のアップ・維持管理費等の経費削減を図った訳でございます。

新装に輝く当センターは、鉄筋コンクリート造り3階建てで、大会議室・生活改善室・パソコン教室・交流の間・図書コーナー・娯楽室・遊戯室と高齢者から子どもまで世代を超えた交流ができる総合施設であります。

市政は市民の幸せにつながり、市民の幸せは今日の喜びと「明日への夢」が調和した明るい豊かな市民生活の上に培われなければなりません。

この施設が、「福祉向上や人権啓発の拠点施設」・「住民交流の拠点となる機能・役割を果たせる施設」として、地域に密着した施設としての活動を展開し、日常生活に根ざした街づくりを果たす施設として広く親しまれることを念願するものであります。

なお、建設に際しまして、各方面からお寄せくださいました暖かいご支援・ご協力に対しまして、心からお礼を申し上げますとともに、今後施設運営には、遺憾なくその機能を発揮し、市民から親しまれる総合センターとして、その使命を果たして参りたいと存じますので、市民各位の一層のご協力・ご支援を切にお願致します。

■問合せ先

五條市人権総合センター

五條市五條4丁目1番3号

☎24・3727

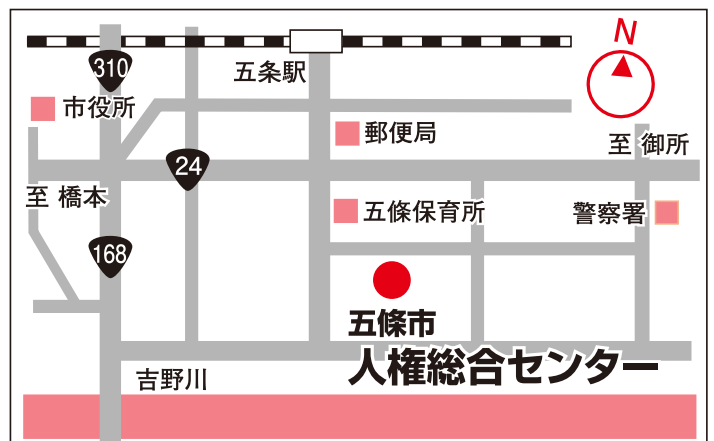
▽通常業務時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜・祝日、年末年始＝

12月29日～1月3日は休館)

※会議室等各室貸出の時間は、午前9時～午後10時





安心・安全を守る使命を胸に 平成20年消防出初式

新春恒例の五條市消防出初式が1月14日、上野公園駐車で消防職員および消防団員約620人と、赤十字奉仕団員16人が参加し開催されました。

式典では、消防活動に功績のあった優良消防職員および消防団員に表彰が行われた後、市民らが見守る中、奈良県防災ヘリコプターや消防車両による放水演習があり、色とりどりの水のアーチに市民の安心、安全を守るという使命達成の誓いを新たにしました。



春の火災予防運動

3月1日(土)～7日(金)まで春の火災予防運動が実施されます。

また、山火事予防・車両火災予防運動も併せて行います。

これからの季節、空気が非常に乾燥し火災が発生しやすくなりますので、火気の取り扱いには十分注意してください。

火災予防統一標語

「火は見てる あなたが離れる その時を」

五條市消防本部 ☎22・3310

奈良県内の最低賃金

最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたもので、常用・臨時・パート・アルバイト等を含め、すべての労働者に適用されます。使用者は、適用される最低賃金額等を周知するとともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

| | | | |
|---------|--------------|-----|------|
| 奈良県最低賃金 | (19.10.25発効) | 時間額 | 667円 |
|---------|--------------|-----|------|

産業別最低賃金

| | | | |
|------------------|--------------|-----|--------|
| 一般機械器具製造業 | (19.12.25発効) | 時間額 | 770円 |
| 電機関係製造業 | (19.12.25発効) | 時間額 | 772円 |
| 自動車小売業 | (19.12.25発効) | 時間額 | 770円 |
| 木材・木製品・家具・装備品製造業 | | 日額 | 6,527円 |
| (製材熟練等) | (元.1.25発効) | 時間額 | 816円 |

■問合先 奈良労働局 ☎0742・32・0206

ALT



こんにちは
ローニー・トムスン
外国語指導助手 (ALT)
です

共に過ごした思い出を大切に

親愛なる五條の皆さん！

今皆さんにさようならを言うために、この記事を書いています。皆さんがこれを読むときには、僕はもう日本にはいません。カナダに戻っています。当分はここで住むことになります。私が訪問した五條西中学校、西吉野小中学校、大塔小中学校、大塔保育所、賀名生幼稚園、白銀北幼稚園、城戸保育所の先生方に一年半にわたり、ご親切にして頂いたことをお礼申し上げます。また生徒の皆さんにはこの間私を笑わせてくれ、そして私が皆さんに英語を教えたが、皆さんが私に日本語を教えてくれたことに対して、有り難うと言いたいと思います。皆さんのことをこれからも懐かしく思い出すことでしょう。皆さんがこれからも英語を勉強し続け、恥ずかしがらずに勇気をもって、英語を話すことを願っています。皆さんの英語上達を妨げるのは、失敗を恥ずかしがることだけなんです。常にベストを尽くして話し、学んでください。失敗をすることも学ぶことの一部です。人はみな間違いをします。それをあまり気にしすぎて話さなくなるなら、そこであなたの勉強はストップしてしまいます。どの言語にも「書く、読む、聞く、話す」という4つの領域があります。語学学習成功の秘訣は、この全領域に取り組むことです。

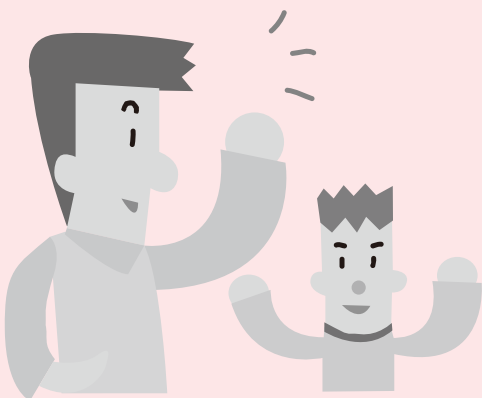
僕は日本に来る機会が持てて、そして特に西吉野に来られてとても幸運でした。ここはとても特別な土地です。だから皆さんにここに暮らすことの幸せを時々、感じて欲しいと思います。西吉野といえば、桜、梅、柿、イノシシ鍋、こういうものがすぐ思い浮かびます。もちろん川で泳いだことや吉野川祭りに行ったことも素晴らしい思い出です。

日本を去るのはとても悲しいです。でも、いつか戻って来たいと思います。私が教えた子供たちが、大きくなった時も僕のことを覚えていてくれたらうれしいです。

皆さんのご多幸を祈り、そして心からお礼を申し上げたいと思います。「ありがとう五條市、元気でね。」

*この記事は、ALTの書いた英文を訳したものです。
英語版は中央公民館にあります。

あなたの 愛の一言が 青少年を すこやかに 育てます



- 子どもたちに積極的に声かけをお願いします
- 子どもたちを事故や犯罪から守りましょう
- おとなが見本となり、良いことは率先して行いましょう

■問合先 青少年センター ☎24・3004

411人が晴れて成人

平成20年五條市成人式

五條市成人式が、1月13日に市民会館で行われ、新成人の門出を祝福しました。今年は市内で男性213人、女性198人の合計411人が新成人となりました。



意見を発表した4人のみなさん



堤 大輝さん



中西 由香さん



竹林 大輝さん



西浦 千裕さん

オープニングでは和太鼓「のら」が太鼓演奏を披露し、式典を盛り上げました。

新成人を前に吉野市長は「成人した自覚を持ち社会に貢献してほしい。」と式辞を述べました。続いて新成人を代表して、4人が自身の夢や両親、家族などへの感謝の気持ちを込めた意見を発表。出席者は20歳の喜びと責任を感じる契機となりました。

文化財保護の推進に

田中さん夫妻 市に3,000万円

株式会社柿の葉すし本舗たなか相談役の田中修司さんと、同会長の孝さん夫妻が市役所を訪れ、文化財保護の推進にと3,000万円を五條市に寄付しました。

これは、昨年11月に田中さんが受章した旭日双光章を記念したもので、夫妻は「商売でお世話になった地元に貢献できれば」と語り、市長に寄付金を手渡しました。



市長に寄付金を手渡す田中修司さん(中央)と孝さん(右)



**ほろじょう
厄よけ・五穀豊穡を祈る**

陀々堂の鬼はしり

国の重要無形民俗文化財である念仏寺(大津町)の「陀々堂の鬼はしり」が、1月14日に行われました。

午後9時、読経の声やほら貝・大太鼓の音が響く中、父鬼・母鬼・子鬼の3人の鬼たちが登場しました。

そして火手(カッテ)役が行事の安全を祈って空中で水の字にたいまつを振る「火伏(ひぶせ)の行」を行ってから、3人の鬼たちが重さ60キログラムもあるたいまつをかざして堂内を巡り、訪れた参拝者は今年の幸せを祈りました。

また、夜の鬼はしりを前に、当日午後には、たいまつを点灯しない「昼の鬼はしり」と、地区の小中学生がひとまわり小さな面をかぶって登場する「子供鬼はしり」も行われ、見物客を楽しませました。

山頂を目指して

雪中金剛登山

第31回雪中金剛登山が1月19日に行われ、215人の子供たちが参加し、山頂を目指しました。残念ながら雪は尾根付近に少し残ってる程度でしたが、数日前からの冷え込みで登山道には高さ7cmを超える大きな霜柱があちこちあって、子供たちは驚きの歓声を上げていました。

昼食場所のキャンプサイトでは、五條市スカウト育成協議会により温かい豚汁が振る舞われました。



五條小学校チームが優秀賞

「いかのおすしー人前」ダンスコンテスト

「子どもを犯罪の被害者にも加害者にもさせない」対策を推進中の奈良県警察が、1月19日に開催した「いかのおすしー人前」ダンスコンテストで、五條小学校チーム「ラブリースマイル」が優秀賞を受賞しました。

「いかのおすしー人前」とは、「行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐに逃げる・知らせる・一人で遊ばない、出かける前にどこで、だれと遊ぶかを伝える」の児童連れ去りを防止する言葉の頭文字をとったキーワードで、それをもとに作られた曲に、児童たちが教師と一緒に振り付けを考え、今回のコンテストで県内の小学校など16チームが披露しました。



五條小学校チーム「ラブリースマイル」のみなさん

宝くじの助成を受け体育備品を購入しました

賀名生体育館

財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、賀名生体育館(西吉野町和田)に卓球台やバレーボール等の用具を購入しました。

同センターは宝くじの普及広報費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に助成を行い健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行っています。



市県民税の申告 所得税の確定申告は正しくお早めに

申告期間 2月18日(月)～3月17日(月) (土曜・日曜は除く)

市役所税務課では、平成20年度(平成19年分所得)の市・県民税申告および平成19年分の所得税確定申告の相談および申告書の受付を次の日程で行います。

●市県民税の申告の受付日程

| 場 所 | 日 時 |
|----------------|--|
| 五條市役所 本庁 税務課 | 2月18日(月)～3月17日(月) (土・日曜日は除く) 午前8時30分 ～午後5時15分 |
| 西吉野支所 住 民 課 | |
| 大塔支所 住 民 厚 生 課 | |

■ 市・県民税の申告が必要な人

平成20年1月1日現在、五條市に居住があり、平成19年中に所得があった場合で、次の人は市・県民税の申告が必要です。

- 事業所得などがあった人・・・営業等・農業・不動産所得などの所得があった人。
 - 給与所得があった人・・・①勤務先から給与支払報告書が五條市役所に提出がない人。
(日雇、パート、アルバイトなどで働いている人)
②給与所得以外の所得(営業、農業、不動産、年金)があった人。
 - 公的年金等を受けた人・・・医療費、社会保険料、扶養などの控除を受けようとする人。
- ※上記の人で、税務署に確定申告をする場合は、市県民税の申告は必要ありません。

●所得税確定申告の相談会場日程

| 会 場 | 場 所 | 日 時 |
|---------|---------------------|--|
| 五 條 会 場 | 五條市 市民会館 (3階会議室) | 2月25日(月)～3月17日(月) (土・日曜日は除く) ※上記の期間中、税務署員や税理士 が相談を受ける日程は、2月25 日(月)～2月29日(金)です。 |
| 西吉野 会 場 | 市役所 西吉野支所 | 2月27日(水) |
| 大 塔 会 場 | 市役所 大 塔支所 | 2月25日(月)、2月29日(金) |

▽午前の部
午前10時～正午
(受付：午前9時～11時30分)
▽午後の部
午後1時～3時30分
(受付：午後0時30分～3時)
※混雑時には受付を早く終了することがあります。

※五條会場の期間が、昨年と異なりますのでご注意ください。

※不動産、株式などを売却した時の譲渡所得(分離課税)、贈与税、相続税の相談は行いません。

※相談者が多数の場合は、早めに受付を終了することがありますのでご了承ください。

※申告期間中、作成済みの申告書であれば、市役所税務課窓口でも提出できます。

■ 所得税の確定申告が必要な人

- 事業所得(営業等・農業)・不動産・一時所得などがある人
平成19年中の「所得金額の合計額」から「基礎控除その他の所得控除の合計額」を差し引き、その金額に基づいて「計算した税額」が「配当控除額」などを差し引いて残額のある人。
- サラリーマン・パート・アルバイトなどの給与所得者で次に当てはまる人
 - ・ 給与収入が2,000万円を超える人
 - ・ 年末調整された給与所得や退職所得以外の各種所得金額が20万円を超える人
- 公的年金等を2か所以上からもらっている人
公的年金等を2か所以上からもらっていて、それぞれの公的年金等受給額を合算して計算した結果、所得税を納めなければならない人、または還付がある人。

所得税確定申告の相談会場を利用するにあたってのお願い

市役所における確定申告会場(五條・西吉野・大塔会場)の混雑緩和のため、平成19年分所得税の確定申告を市役所の各会場で申告する場合は、次の点に注意・協力をお願いします。

- 税務署が推進する「自書申告」の方針に基づき、申告書(および収支内訳書)には、事前に記入できるところは記入しておいてください。

「自書申告」とは、納税者が自ら申告書を記入し、作成して税務署に提出することです。よって、申告書には事前に氏名、住所、扶養親族など記入できるところは記入しておいてください。特に、事業(営業・農業などの)所得がある人は、年間の収入や必要経費などを自分で整理し、収支内訳書に記入しておいてください。整理されていない場合は、申告の受付ができないことがあります。

- 不動産(土地・建物)、株式などを売却した時の譲渡所得(分離課税)を伴う申告および消費税の申告は、直接税務署で行ってください。

分離課税を伴う申告および消費税の申告は、申告書作成に相当の時間がかかる場合が多く、混雑の要因となっています。あくまでも、確定申告の最終審査を行うのは、所得税を管轄する税務署になりますので、これらの確定申告については、直接税務署で行ってください。

- 医療費控除を伴う確定申告は、まず自分で整理、計算をお願いします。

医療費控除に関する領収書の整理、計算などは事前に済ませてから来場してください。整理、計算する時は、①医療を受けた人別に、②病院・薬局別に分類してください。整理されていない場合は、受付ができないことがあります。

- 農業所得における水稻の所得標準が平成18年分から廃止されました。

平成17年分までの農業所得における水稻の所得は、所得標準に基づいた所得の計算が可能でしたが、平成18年分から、すべて収支計算に変わっています。自分で収入・支出(経費)を整理したうえで申告することになります。

収支計算とは、
収入金額－必要経費＝所得金額

出荷伝票や仕切書などの収入金額の分かる書類
請求書や領収書などの支払金額の分かる書類
の**保存**や**記帳**が必要です。

●所得税の確定申告および市県民税の申告に必要なもの

- 申告書(所得税および市県民税)、収支内訳書(営業・農業・不動産等の所得がある人)、印鑑、申告者本人の金融機関の口座番号がわかるもの(所得税の納付および還付を口座振替等で行う場合)
- 昨年(平成18年中所得)の申告書の控え
- 収入および必要経費のわかる書類
 - <給与所得者> 勤め先からの源泉徴収票
 - <年金受給者> 社会保険庁などからの源泉徴収票
 - <営業・農業・不動産等所得者> 収入や必要経費がわかる帳簿(収支内訳書に転記しておいてください。)
- 社会保険料の支払額を確認できる書類
 - ・国民健康保険税
 - ・介護保険料
 - ・国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料控除証明書(・一般の生命保険料
- 地震保険料控除証明書
(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険は従前の損害保険料控除を適用)
- 扶養する親族に収入がある場合、その収入のわかる資料(源泉徴収票等)
- 医療費控除を申告する人
 - ・医療機関等の領収書(平成19年中の領収印があるもので、整理して合計しておいてください。)
 - ・保険組合や保険会社から補てん金がある場合その金額がわかるもの

所得税から引ききれなかった住宅ローン控除がある人は、住民税の住宅ローン控除の申告をお忘れなく
→ 詳しくは、「広報五條」19年12月号・20年1月号および市ホームページをご覧ください。

■問合先 税務課 市民税係 ㊦(内線256、298)

はじめてみませんか？

イータックス

e-Tax (国税電子申告・納税システム)

ご自宅のパソコンからインターネットを利用して確定申告やさまざまな申告等ができます。
 さらにe-Taxのご利用なら、こんなことが・・・！

最高5,000円の税額控除

本人の電子署名および電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、**最高5,000円の所得税の税額控除**を受けることができますようになりました。(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)

添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、**医療費の領収書や源泉徴収票は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できる**ようになりました。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)

還付申告がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は**早期処理**しています。(3週間程度に短縮)

e-Taxをご利用いただくためには？

利用開始のための手続等が必要です。

- Step1** 開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に提出します。
- Step2** 電子証明書を取得(費用がかかります)し、ICカードリーダーを購入します。
- Step3** e-Taxの初期登録(電子証明書の登録等)を行います。

詳しくは、**e-Taxホームページ**で

www.e-tax.nta.go.jp **イータックス** で **検索**

■問合先 葛城税務署 大和高田市西町1-15 ☎0745・22・2721(代)

公的個人認証サービスの電子証明書を 取得されるみなさんへ

公的個人認証サービスの電子証明書は、**e-Tax等の電子申告**に利用できます。電子証明書を取得するには、申請者本人の住民基本台帳カードが必要になります。住民基本台帳カードをお持ちでない場合は、市役所本庁舎1階の窓口で「住民基本台帳カードの発行申請」を済ませてから、続いて「公的個人認証サービスの電子証明書の発行申請」を行うことになります。

| 申請の種類 | 窓口 | 手数料 | 手続きに必要な物 | その他注意事項 |
|--------------|--|------|---|---|
| 住民基本台帳カードの発行 | 市民課 (本庁舎1階) ※支所での発行はできません | 500円 | ・申請者本人の来庁が必要です。 ・身分証明書(運転免許証・パスポートなど官公署が発行した顔写真付きのもの) ・印鑑 ・縦4.5cm×横3.5cmの証明写真1枚(顔写真付きのカードを希望者のみ) | ・カードの有効期間は、発行日から10年間です。 ・五條市外に転出すると無効になります。 ・顔写真付きと写真なしの2種類が選べます。 ・発行には30分程度の時間がかかります。 |
| 電子証明書の発行 | 情報システム室 (発行作業は本庁舎1階の税務課カウンターにて行います) | 500円 | ・住民基本台帳カード ・身分証明書(運転免許証・パスポートなど官公署が発行した顔写真付きのもの) | ・電子証明書の有効期間は、発行日から3年間です。 ・住所、氏名に変更があった場合は失効します。 ・発行には30分程度の時間がかかります。 |

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)

■問合先

▽住民基本台帳カードの発行について 市民課市民係 ☎(内線262)

▽電子証明書の発行について 企画調整課情報システム室 ☎(内線314)

原付自転車・軽自動車の廃車・譲渡・転出手続きはお早めに

原動機付自転車等を、廃車・譲渡された場合は、すみやかに申告してください。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されますので、廃車・譲渡された場合は、次の要領で必ず申告してください。

申告を怠ると、所有していなくても課税されますので、ご注意ください。

■廃車・譲渡の手続き

▽原動機付自転車(125cc以下)

ナンバープレート・原動機付自転車申告済証・印鑑を持って市役所税務課、または西吉野支所住民課もしくは大塔支所住民厚生課で手続きをしてください。

盗難にあった場合は、警察へ被害届出をしたのち、市役所税務課、または西吉野支所住民課もしくは大塔支所住民厚生課で廃車手続きをしてください。

▽軽自動車

奈良県軽自動車検査協会(大和郡山市額田部北町980-3 ☎0743・58・3018)で手続きをしてください。

▽二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)および軽二輪(125ccを超え250cc以下)

奈良県陸運支局(大和郡山市額田部北町981-2 ☎050・5540・2063)で手続きをしてください。

■転出の際の手続き

ほかの市町村へ転出する人で原動機付自転車を所有している場合は、転出後15日以内に市役所税務課、または西吉野支所住民課もしくは大塔支所住民厚生課に標識を返納し、転出先の市区町村役場で、新しい標識の交付を受けてください。

■問合せ先 税務課庶務係 ⓑ(内線333)

軽自動車税の減免申請 3月31日までに

次の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。(対象車は一台に限ります)

- ①身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受け、自らが運転する場合。
- ②身体に障害のある人の通学、通勤、通院などのために用いる車で、身体に障害のある人などと生計を一にする家族が運転する軽自動車など。

なお、対象となる障害の範囲は<別表>のとおりです。

該当する場合は、障害者手帳、運転免許証(コピーでも可)、印鑑、原動機付自転車申告済証または検査証を持って、3月31日(月)までに、市役所税務課、または西吉野支所住民課もしくは大塔支所住民厚生課で手続きをしてください。手続きをしないと、平成20年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

■問合せ先 税務課庶務係 ⓑ(内線333)

■別表 対象となる障害の範囲

| 区分 | | 障害の程度 | |
|------------------------------------|--------------|-----------|---|
| | | 本人が運転する場合 | 家族が運転する場合 |
| 視覚障害 | 身体障害者 | 級 | 1~4 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 特別~4 |
| 聴覚障害 | 身体障害者 | 級 | 2・3 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 特別~4 |
| 言語機能障害 (こつ頭摘出に限る) | 身体障害者 | 級 | 3 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 特別~2 |
| 平衡機能障害 | 身体障害者 | 級 | 3 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 特別~4 |
| 上肢不自由 | 身体障害者 | 級 | 1・2 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 特別~3 |
| 下肢不自由 | 身体障害者 | 級 | 1~6 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 特別~6 |
| 体幹不自由 | 身体障害者 | 級 | 1~5 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 特別~6 |
| 乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障害 | 身体障害者 | 級 | 1~3 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 特別~4 |
| 乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障害 | 上肢機能 移動機能 | 身体 障害者 | 級 |
| | 身体障害者 | 級 | 1~2 |
| 心臓・腎臓・呼吸器・ 膀胱・直腸、または 小腸の機能障害 | 身体障害者 | 級 | 1~6 |
| | 戦傷病者 | 項症 | 1~3 |
| 免疫機能障害 知的障害者 | 身体障害者 | 級 | 1~3 |
| | | | A |
| 精神障害者 | | | 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 で通院医療費公費 負担制度を受給し ている人に限る |

平成20年4月から **証明書発行等の手数料を改定します**

これまで五條市では、行政全般の経費節減を行うなか、財政健全に向け、安定した自主財源の確保に鋭意努力を重ねてまいりました。

今回の手数料改定については、受益者負担の原則にのっとり行政サービスのあり方について検討した結果、行財政改革の一環として4月1日より、次のとおり手数料を改定します。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

| 証明書の種類 | 旧手数料(円) | 新手数料(円) | 担当課 |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 住民票の写しの交付(広域交付含む) | 200 | 300 | 市民課 |
| 住民票記載事項証明書 | 200 | 300 | 市民課 |
| 戸籍の附票の交付 | 200 | 300 | 市民課 |
| 住民基本台帳の閲覧 | 200 | 300 | 市民課 |
| 外国人記載事項証明書 | 200 | 300 | 市民課 |
| 外国人登録原票の写し | 200 | 300 | 市民課 |
| 印鑑登録証明書 | 200 | 300 | 市民課 |
| 印鑑登録証の再交付 | - | 300 | 市民課 |
| 認可地縁団体印鑑登録証明 | 200 | 300 | 市民相談室 |
| 認可地縁団体に関する証明 | 200 | 300 | 市民相談室 |
| 固定資産課税台帳登録事項証明 | 200 | 300 | 税務課 |
| 固定資産課税台帳閲覧 | 200 | 300 | 税務課 |
| 課税証明 | 200 | 300 | 税務課 |
| 納税証明 | 200 | 300 | 税務課・保険課 |
| 公文書および公簿の閲覧等 | 200 | 300 | 税務課 |
| 函面の閲覧・照会 | 200 | 300 | 税務課 |
| その他手数料 | 200 | 300 | 各課 |

■各支所(西吉野・大塔支所)でも引き続き証明書等の発行を行っています。

■詳細については、各担当課へ問い合わせてください。

2月は

固定資産税・都市計画税
(4期)

国民健康保険税(8期)
の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および、ゆうちょ銀行・郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

納期限は2月29日(金)です。

■問合先

税務課徴収係 ④(内線259、260)

保険課保険税係 ④(内線266、368)

平成20・21・22年度役務提供等競争入札(見積)参加資格審査申請を受け付けます

五條市が発注する業務委託等に係る役務提供等の競争入札(見積入札)に参加を希望する業者は申請手続きをしてください。

申請を受理された業者は、市役所各部署で発注する際の業者名簿に登録されます。

- 受付期間 2月20日(水)まで
午前9時～11時50分・午後1時～5時、土・日・祝日は除く
- 提出書類 財政課で申請要領および申請書類を配布するほか、
五條市ホームページ(<http://www.city.gojo.lg.jp/>)からダウンロードもできます。
- 提出方法 持参または簡易書留による郵送。
- 有効期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日(3か年)

■受付・問合せ先 財政課管財係 ㊦(内線213)

平成20年度学校給食用物資納入業者を募集します

学校給食センターでは、市立小・中学校の給食に、新鮮で良い材料(県給食会あつ旋物資、米穀、精麦、パン、牛乳を除く)を提供できる納入業者を募集します。

- 受付期間 2月18日(月)～2月29日(金) 午前8時30分～午後5時15分、土・日は除く
- 受付場所 市立学校給食センター(五條市岡町210-1)
- 提出書類
 - ① 五條市学校給食用物資納入業者登録申請書
 - ② 所轄税務署の完納証明書(所得税非課税の場合は県市民税完納証明書)
 - ③ 食品衛生法に基づく営業許可書(写し)
 - ④ 食品衛生監視票

■問合せ先 市立学校給食センター ☎22・1288

平成20・21・22年度 花咲寮用物資納入業者を募集します

市立養護老人ホーム花咲寮では、物資の納入を行う業者を募集します。

- 受付期間 2月12日(火)～2月22日(金) 午前8時30分～午後5時
- 受付場所 市立養護老人ホーム花咲寮事務所(五條市釜窪町1480)
- 対象者 給食材料、仕出し弁当類、介護用品、日用品、衣類および旅行委託業務等を取り扱う市内の業者に限ります。
- 登録有効期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日
- 登録方法 花咲寮で配布する申請書に必要事項を記入し、次の提出書類を添えて提出してください。
- 提出書類
 - ① 花咲寮用物資納入業者登録申請書(申請書は花咲寮に用意しています)
 - ② 市民税の完納証明書(非課税の場合は非課税証明書)
 - ③ 食品衛生法による営業許可書(写し)
 - ④ 食品衛生監視票
 - ⑤ 営業所、製造所および倉庫の所在地見取図
- 問合せ先 市立養護老人ホーム花咲寮 ☎22・2939

第3回五條市西吉野ふれあい文化祭を開催します

■日時 3月1日(土)・3月2日(日)
 ■場所 西吉野コミュニティセンター、白銀南体育館、白銀南公民館

発表の部門

▽1日午後1時から カラオケ発表
 ▼2日午前9時から 町内保育所・幼稚園の発表、群読、舞踊、大正琴、詩吟、コーラス、囲碁、お茶席等

展示の部門

▽1日・2日の2日間
 工芸、手芸、生け花、盆栽、書道、トールペイント、町内保幼小中作品の展示等

企画の部門

▽2日のみ
 模擬店(ドーナツ、当て物、草もち、ぜんざい、手作り石けん、小物、ヨーヨー、ジュース、フランクフルト、ご飯、コーヒー、おでん、たこ焼、炊き込みごはん、中華ちまき、ネギ焼等)

その他

▽1日・2日の2日間
 健康づくりコーナー パネル展示
 ■問合せ 五條市西吉野ふれあい文化祭実行委員会事務局 西吉野支所住民課内 ☎(内線25)



「近世の新町」－歴史的雄都の五條－

司 馬遼太郎(『十津川街道』)の言葉を借りれば、近世の五條は「奈良に次ぐ都市」であり、「大和における歴史的雄都」でした。一方、当事者の新町・五条の人々は、「諸品交易人馬往返」の宿場町で、「河州(河内国)・紀州之国境にて紀州より勢州(伊勢国)其外への往還宿場」・「紀州国境の咽喉首」・「大和国の儀、奈良は首分、五條は尾」の位置にありその役割を果たしているのだと自己認識し、自覚していました。

丁度400年前の1608(慶長13)年、松倉豊後守重政が五条村と二見村の一部を分割し、商人を各地から誘致して新町を創立しました。二見城の城下町・伊勢(高野)街道沿いの宿場町・商業の町などの機能を併せ持った、以前とは異なった近世的な町場として出発することになりました。その後、建前上(法的)には各村であり別々の行政的位置づけがなされていた五条(村)・二見(村)・須恵(村)・新町(村)などと有機的な繋がりを持った在郷町として発展し、この地域は「歴史的雄都」となり、現在の五條市の基礎が作られることとなります。この近世的な町場として発展した新町の様子や特色を、暫く松倉重政よもやま話から離れて、眺めてみようと思います。(典拠：『柏田家文書』)

現代もそうですが、都市の特色の一つは、人の移動が頻繁であることです。近世の新町周辺も人の移動が結構ありました。右の一覧は、文化13(1816)年～弘化4(1847)年の約30年間の新町への五条・二見・須恵からの移住126例の内訳です。平均すると、この三か村からだけで毎年4例の移住があったこととなります。引っ越しと合宿は全体の53.2%にもなりますが、これらの大半は仕事や商売の関係からの転入だと考えられます。結婚・養子縁組も多いですが、それぞれの家業

を継続させ、発展させようとする新町の社会の意欲やエネルギーを感じさせる数値だと思われます。分家の場合も、元の本家の家業に一定の力があるから可能であり、新町にもそれを受け入れる地盤があったからだと思

【新町への移住一覧】(1816～1847年)

| 元の村 | 移住の理由 | 例数(割合) |
|--|-------|-------------|
| ・五条村から ・須恵村から ・二見村から | | 105例(83.3%) |
| | | 16例(12.7%) |
| | | 5例(4%) |
| ・引っ越し ・結婚 ・養子、養女 ・分家 ・合宿 ・離婚 ・帰村 ・その他 ・不明(記載無) | | 54例(49.5%) |
| | | 26例(23.9%) |
| | | 12例(11%) |
| | | 5例(4.6%) |
| | | 4例(3.7%) |
| | | 3例(2.8%) |
| | | 2例(1.8%) |
| | | 3例(2.8%) |
| 計 | | 126例(不明は除く) |

ます。新町は、計画的都市で、創設当初の93～94棟の家並み以外に家を建てるような広い田畑や自然原野を持っていませんでした。別の史料によると天保2(1831)年においては、世帯数約160戸、人口約680人の規模です。この規模の町で、30年間で126例の転入例はかなりの頻度ではないでしょうか。そして、町の範囲が決まっている以上、これだけの転入があるということは、新町からの他地域への転出者も同程度に存在したということです。19世紀ごろの新町村・須恵村・五条村・二見村はそれだけ結びついていたのであり、都市的な地域だったのです。ただ、移住元の大半の83.3%が五条村であるということは、特に新町・五条は、町場として相互補完的な役割を特に果たしていた、あるいは一体化が進んでいたのだと考えられます。では、五条村・二見村・須恵村以外との関係はどのようなのでしょうか。和歌山方面との結びつきが結構大きいのですが、この点については次回とします。

(新町と松倉豊後守重政400年記念事業実行委員会委員 藤井正英)

保健福祉センターからのお知らせ

お知らせ

献血にご協力を

近年献血者は減少傾向にあり、血液不足は深刻となっています。この機会に皆様のご協力をお願いします。

■日時 2月25日(月)午前9時30分～正午、午後1時～4時

■場所 五條市役所

■献血の種類 400ml

■対象者 満16歳～満69歳の人で、体重が男性45kg以上、女性40kg以上の人
(ただし65歳以上の献血者については、60歳から64歳に献血経験のある場合に限りま)

*ヤコブ病に伴い、欧州渡航歴のある場合については、滞在期間により献血ができないことがあります。

■注意 輸血用血液の安全性を高めるため、献血の際本人確認を実施していますので、保険証・運転免許証など本人確認のできるものを持参してください。

■問合先 保健福祉センター成人保健係(内線290)

市民健康セミナー

今回のテーマは、「腰痛」です。“つらい腰痛”の治し方について、五條病院の医師が最新情報をわかりやすくお話しします。

■日時 3月8日(土)午後1時30分～3時

■場所 カルム五條

■テーマ つらい腰痛の治し方

■講師 小川宗広医師(奈良県立五條病院整形外科医長)、理学療法士、整形外科病棟看護師

■申込方法 参加申込が必要です。3月7日(金)までに申し込んでください。

■申込・問合先 保健福祉センター成人保健係(内線290)

カルム五條では、赤ちゃんからお年寄りまですべての市民の皆さんの健康相談を受けつけています。
お気軽にご利用ください。

カルム五條(保健福祉センター)
☎22・4001 内線289,290
FAX22・6585

県立五條病院からのお知らせ

県内で初めてカプセル内視鏡を導入しました

当院では、患者さんの苦痛が少なく、安全な内視鏡検査を求めて、県内で初めて『カプセル内視鏡』を導入しました。

▽カプセル内視鏡とは

超小型カメラを内蔵した長さ26mm、幅11mmのカプセルをビタミン剤のように口から飲み込むだけの内視鏡検査です。カプセルは消化管を通過しながら画像を撮影し、画像を記録装置に転送します。医師はこの画像をもとに小腸の診断を行います。

▽カプセル内視鏡の特徴

従来の小腸検査に比べ苦痛がほとんどなく、約8時間の検査中、病院にいる必要がなく、画像を受信するアンテナや記録装置を腹部・腰部に取り付けた状態で、通常の生活ができます。検査終了後、その状態のまま病院に戻り機械を取り外します。また、検査開始後2時間後からお水、4時間後からは軽い食事を取ることができます。



▽正確な診断

小腸は全長約6mと長く、全消化管の75%を占める、体内で最も長い臓器であり、従来の内視鏡やその他の検査方法では十分な観察ができませんでした。そのため、優れた検査方法の開発が望まれていました。カプセル内視鏡検査は、従来、他の小腸検査では見逃されてきた病変の検出が可能であることを証明しました。特に原因不明の消化管出血例のうち小腸腫瘍が発見された症例は約9%にのぼり、そのうち約半数は悪性腫瘍であったとの報告もありました。一個のカプセルを飲むことで小腸内視鏡検査ができ、原因不明の消化管出血の原因が明らかになり、さらには早期診断、早期治療が可能となる画期的な検査です。

▽カプセル内視鏡は保険適用です

原因不明の消化管出血に伴う小腸疾患の診断を行う場合に保険適用されています。なお、患者さんの自己負担額は、3割負担で約3万円となります。

「過去に検査したが原因を追及できなかった」、「原因不明の下血や貧血が継続する」などでお悩みの患者さんがおられましたら、是非、この機会に当院までご一報ください。

■問合先 奈良県立五條病院 内科 ☎22・1112

募集

五條児童館『おたまじゃくしの集い』参加者募集

五條児童館では、子育て支援の一環としてだれでも気軽に参加でき、同年齢の子供たちと一緒に遊んだり、親同士の交流を深める事を目的として、2歳児を対象に開催している『おたまじゃくしの集い』の平成20年度参加者を募集します。

■期間 平成20年4月～平成21年3月

■場所 五條児童館

■対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの子供

■定員 約50人(希望者多数の場合は抽選となります)

■参加費 年間1,000円

■申込日時 2月14日(木)、15日(金)午前9時～午後4時

※電話での受付は行いません。直接児童館へ来館してください。

■申込・問合せ先

五條児童館

☎24・22008

(市役所北側)

市立五條文化博物館 ミュージアムガイド

ボランティア募集

市立五條文化博物館では、博物館来館者に展示解説や案内をしていただけるボランティアを募集します。人と話をするのが大好きな皆さん、大歓迎です。

■期間 平成20年4月1日～平成22年3月31日

■対象・募集人数 16歳以上の
人、30人程度

■活動内容

来館者への展示解説など(都合のよい日で、月～3回、午前10時～午後4時)の博物館見学などの研修会(年1～2回)

■応募方法 はがきに住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、博物館まで送付してください。

■応募締切 3月15日(土)

■申込・問合せ先

市立五條文化博物館

☎24・22011

〒637-0009

五條市北山町930-2

みんなで、歩きませんか!

寒い今こそ、みんなで歩き出せば楽しくウォーキングができます。

■日時 3月8日(土)

午前10時～11時30分

■場所 カルム五條を基点に野原をウォーキングします。(雨天場合でもカルム五條で開催)

■内容 3～4km程度のウォーキング

■指導者 五條市運動普及推進員

■持ち物 運動のできる服装、タオル、水分補給のできるもの(雨天の場合上履き)

■申込締切 3月6日(木)

■申込・問合せ先

保健福祉センター成人保健係

☎(内線)290

(雨天の場合上履き)

講座

健康のための料理教室

食べることは、楽しくまた元気のみなもとです。おいしいものに出会うと、自然に笑顔がこぼれてきます。しかし「好きなものを好きなだけ」食べていいのではありません。生活習慣病に偏った食習慣が肥満や高血圧、肝臓病、動脈硬化、骨粗しょう症などの生活習慣病を引き起こします。

そこで毎日の食事を、ちよつとした気遣いや裏ワザで、「おいしく」しかも「健康にもよい」料理の方法を調理実習等で見直しませんか。

■日時 2月29日(金)

午前10時～午後2時

■場所 カルム五條

■対象者 市内に在住する人(定員20人)

■テーマ バランスのとれた食事、からだいきいき

■指導者 五條市食生活改善推進員

■参加費 無料

■持ち物 エプロン、三角せん、手ぬぐいタオル、筆記用具

■申込締切 2月22日(金)

■申込・問合せ先

保健福祉センター成人保健係

☎(内線)290

チャレンジクッキング

料理を楽しみながら調理の工夫について学習しましょう。

■日時 3月3日(月)

午前10時～正午

■場所 中央公民館

■定員 先着16人(五條市に在

住または勤務する成人)

■テーマ 簡単手作りパン

■指導者 足立敦子先生(MBS「水野真紀の魔法のレシピ」)

■参加費 1,100円(材料費800円、利用団体連絡協議会費300円)

■持ち物 エプロン、タオル、ふきん、筆記用具、料理持ち帰り用の容器

■申込方法 2月29日(金)までに参加費を添えて申し込んでください。

■その他 託児あり(2歳以上就学前の幼児・要予約・無料)

■申込・問合せ先

中央公民館

☎24・22001

コンテナガーデン講座

季節の寄せ植えを一緒に楽しんでみませんか。

■日時 3月10日(月)

午前10時～11時30分

■場所 中央公民館

■定員 20人(五條市に在住または勤務する成人)

■テーマ 暖かな春色のコンテナガーデン

■指導者 青木恵子先生(ガーデンコーディネーター)

■参加費 2,300円(材料費2,000円、利用団体連絡協議会費300円)

■持ち物 古新聞、ゴミ袋、ガーデングローブ(軍手)、筆記用具、作品持ち帰り用袋

■申込方法 2月29日(金)までに参加費を添えて申し込んでください。

■その他 託児あり(2歳以上就学前の幼児・要予約・無料)

■申込・問合せ先

中央公民館

☎24・22001

☎24・22001

☎24・22001

☎24・22001

☎24・22001

☎24・22001

☎24・22001



市立五條文化博物館 冬季企画展

もうすぐ春
-春を待つ人々の祈り-
2月23日(土)開幕

■問合せ先 市立五條文化博物館
☎24・2011

<大塔地区>

し尿くみ取りのお知らせ

3月のくみ取りについては、冬場のため道路への積雪や路面の凍結が予想されるので、予定日の設定は行いません。くみ取りを希望する場合は、直接業者に問い合わせてください。

■申込・問合せ先 ダイワクリーンサービス
☎0745・52・3372

■申込・問合先
中央公民館
☎24・2001

**親子ふれあい広場
(体験教室)**

今回は、弘法大師が教えたといわれる伝統ある高野紙の紙すきを体験しましょう。(館外学習)

■日時 3月15日(土)午前1時30分中央公民館出発(午後4時30分中央公民館到着)
■場所 紙遊苑(伊都郡九度山町)

■定員 先着20人(五條市に在住する小学生および中学生とその保護者)

■テーマ 親子で紙すき体験をしよう!

■指導者 稲葉孝子先生(しゅんこ)ちぎり絵講師)

■参加費 親子1組900円(体験料2人で600円、利用団体年会費300円)

※人数追加する場合は、1人につき300円が必要です。

■申込方法 3月7日(金)までに参加費を添えて申し込んで

ください。
■申込・問合先
中央公民館
☎24・2001

**手作りおしゃれ講座
アロマテラピー**

「手作りおしゃれ講座は、自分らしくおしゃれを楽しみたい女性の講座です。今回は、家庭で使えるアロマテラピーを楽しむ学びます。お好きな精油のマッサージオイルを作って、アロマハンドリフレクソロジーを覚えましょう。

■日時 3月16日(日)午後1時~3時

■場所 中央公民館

■定員 20人(五條市に在住する中学生以上の女性)

■テーマ アロマでリラックス

■指導者 長谷川弥生先生(アロマテラピスト)

■参加費 1,500円(材料費1,200円、利用団体連絡協議会年会費300円)

■持ち物 バスタオル、ハンドタオル、筆記用具

■申込方法 3月6日(木)まで

に参加費を添えて申し込んでください。ただし、定員になり次第締め切ります。

■その他 託児あり(2歳以上就学前の幼児・要予約・無料)

■申込・問合先
中央公民館
☎24・2001

講座

学芸員トーク

休日のひと時、歴史の好きな人同士で歴史や文化財のことを語り合いませんか。

■日時 2月17日(日)午後2時から

■場所 市立五條文化博物館

■定員 20人(先着順)

■今月の話題提供者 石部正志(館長)

■参加費 無料

■申込・問合先
市立五條文化博物館
☎24・2001

**第8回五條市
詩吟愛好者発表会**

中央公民館をはじめとする市内の各公民館等で詩吟を学ぶ人々、および先生が発表する「第8回五條市詩吟愛好者発表会」を開催します。

■日時 3月9日(日)午前9時30分~午後3時

■場所 中央公民館

■発表流派 関心流、光世流、東嶺流、和秀流、関西吟詩

■問合先
中央公民館
☎24・2001

試験

**自衛隊各種採用試験
(任期制自衛官)**

■試験日時 2月17日(日)

■募集種目 任期制自衛官2等陸・海・空(1任期)陸・2年、海・空(3年)

■受験資格 18歳以上27歳未満の男子

■受付期間 2月16日(土)まで

■問合先
自衛隊五條地域事務所
☎22・3789

市民の善意

ありがとございました。
(順不同・敬称略)

《善意銀行》
日蓮宗奈良原宗務所立正青年会(宇陀市)

友遊会
石田富貴子(小和町)

五條市スカウト育成協議会
井上富雄(須恵)

小森康教(野原西)

小さな小さなシユフの店(上野町)

西吉野中学校生徒会一同
芳田富子(豊安寺町)

播本琢史(野原西)
岩井良夫(丹原町)

《福祉基金》
高野山真言宗内吉野宗務支所(下之町)



■この記事に関する問合先
人権施策課 ☎(内線286)

市役所電話番号
 (本) 五條市役所(本庁) ☎22-4001(代)
 (西) 西吉野支所 ☎33-0301(代)
 (大) 大塔支所 ☎36-0311(代)

「広報五條」の配布方法について
 「広報五條」は原則新聞折り込み(ただし全国紙等)で配布します。新聞を購読していない、または新聞広告等が折り込まれていない世帯については、個別発送希望の申請を行ってください。インターネットの五條市ホームページ(<http://www.city.gojo.lg.jp/>)にも「広報五條」を掲載しています。
 ■申込・問合先
秘書課広報係 ☎(内線351)

市民ごよみ

2月11日(月)

人権を確かめあう日

3月 1日(土)・2日(日)

五條市西吉野ふれあい文化祭

場所◎西吉野コミュニティセンター
ほか

3月 5日(水)

各種年金相談

場所◎中央公民館
時間◎9時30分～16時

施設紹介

五條市応急診療所



五條市応急診療所は、土・日曜日、祝日等の休日に“急病やけが”をした市民の皆さんに対して応急診療を行っている施設です。

■診療内容

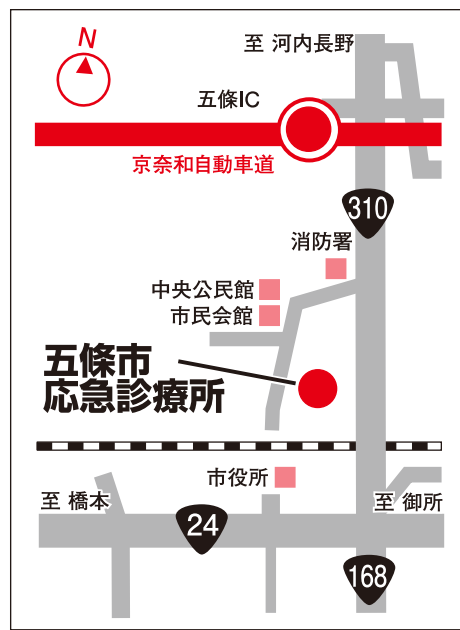
応急処置を要する
軽易な内科と小児科の診療

■使用時間

土・日曜日、祝日、
12月29日から1月3日の
午後6時～午前0時
(受付は午後11時30分まで)
※保険証を必ず持参してください。

■問合先

五條市応急診療所
五條市本町3丁目1-13
TEL 24・0099
FAX 24・0705
保健福祉センター
TEL 22・4001 (内線288)



表紙写真

子供鬼はしり

五條 2月号



市の動き (12月31日現在) ()内の数字は先月比



人口37,264人
(-45)



男17,821人
(-26)



女19,443人
(-19)



世帯数13,798世帯
(±0)

平成20年2月発行 第709号 ●発行 五條市 ●編集 市長公室秘書課
〒637-8501 五條市本町1丁目1番1号 ☎22-4001

<http://www.city.gojo.lg.jp>

